

# 本学の謝金業務を実施する学生の皆様へ

## STOP! 研究費不正

本学の公的研究費等の原資の大部分は国民の税金であり、公的研究費を不正に使用することは、本学に対する国民の信頼と期待を大きく損なうものです。

不正使用を行った教職員は厳しい処分等を受けることとなります。ご自身が不正に巻き込まれることがないように、以下の内容をよく確認し、適切に処理を行うようお願いします。

### ～謝金実施の心得～

- ◆ 業務内容・実施日・実施時間・単価等について、あらかじめ担当教員から説明を受けてください。
- ◆ 謝金の振込先(支払先)は、業務実施者本人の口座としてください。
- ◆ 1日の業務終了ごとに、時間・内容を事務部にある業務実施報告書に記入してください。

### カラ謝金

実態を伴わない作業の謝金を大学に支払わせる行為。

- 事例① 実際には作業をしていないにもかかわらず、作業したと偽って謝金を大学に支払わせた。

事実とは異なる内容を記載  
させられていませんか？

### プール金 (キックバック)

謝金を不正に請求し、その支払金を研究室や個人等で管理する行為。

- 事例② 学生に架空の勤務日、時間を業務実施報告書に記載させ、当該学生が実験補助の業務を実施したように装い、大学から学生に振り込まれた謝金を担当教員が現金で回収し、研究室内で管理して消耗品などの購入に充てた。

振り込まれた謝金の回収  
(キックバック)を要求  
されていませんか？

### 虚偽の報告

実態と異なる業務時間の報告や、虚偽の書類を提出する行為。

- 事例③ 予定より業務時間が増えたが、予算が足りないため予定どおりの時間で報告を行った。
- 事例④ 同一の業務を3ヶ月1人の学生に依頼する必要があるが、雇用保険分を支払えないため、1ヶ月毎に実態とは異なる業務内容を報告し、別用務の謝金として支給した。(同一人に継続的に謝金業務を依頼できるのは30日まで。31日以上業務が見込まれる場合は雇用となる)

ただ働きや不当な扱いを  
受けていませんか？

### ◆公的研究費の不正使用に係る相談窓口

本学教職員から虚偽の書類の作成等、不正使用と思われる強要等があった場合は、「部局事務部」または「財務部経理課」に相談してください。

※通報したことを理由とする修学上の不利益を被ることは決してありません。

財務部 経理課 旅費・謝金担当

[TEL] 086-251-7160 [FAX] 086-251-7078

[E-mail] bbi7089@adm.okayama-u.ac.jp

